

# 団体支援金の交付基準について

文責 今野 颯人

東京理科大学学友会常任委員会では、団体の活動を支援するために団体支援金を交付しています。

## ■団体支援金を申請できる条件

### 1. 更新団体であること

支援金を申請するためには更新団体である必要があります。新規団体として学友会登録をした団体は最初の年度は支援金の申請はできません。

### 2. 団体構成員の学友会納入率が 80%を超えていること

神楽坂キャンパス以外の学生は割合には含みません。

## ■申請方法

学友会常任委員会が定める支援金申請期間中に学友会室へ所定の書類を提出する必要があります。

支援金の申請に必要な書類

- ・ 支援金申請用紙
- ・ 領収書添付用紙

※上記の書類は記入例と一緒にサークルファイルにはさんであります。

支援金申請期間は年度ごとに 4 回設ける予定です。

## ■交付上限額の算出方法

支援金の交付可能上限額はサークルポイントを用いて計算されます。

$$\text{交付可能上限額 (円)} = 4 \text{ 万 (円)} \times \frac{\text{サークルポイント (点)}}{100}$$

※ サークルポイントが 100 点以上の場合は切り捨てて 100 点として換算します。

年度最後の支援金は上記の 4 万 (円) の箇所が変動します。

学友会員の人数	金額
～ 9 人	¥40,000
10 ～ 19 人	¥45,000
20 ～ 29 人	¥50,000
30 ～ 39 人	¥55,000
40 人	¥60,000

#### ■団体支援金交付の基準について

団体支援金は学友会費から賄われています。申請時に提出された書類は常任委員が精査し、支援金を交付できるかどうかを判断します。原則として以下の基準を元に精査をしています。

- ・団体本来の活動に関係したものであること

大会の参加費、練習場の貸出費、備品の購入費などが対象です。バーベキューなど食事会の費用、文具代などは交付できません。

- ・団体全体の利益となるもの

個人で使用する目的の出費に対しては交付できません。例外として、大会参加の交通費は個人での申請も受理いたします。

#### ■領収書に必要な項目

1. 団体名
2. 領収書発行日
3. 金額
4. 但し書き（お品代と書かれているものは交付できません）
5. 領収書発行元の印鑑もしくはサイン